

◆ 上島 名誉昇級なるものについてお伺いいたします。

前期三月議会では特別昇級と人事考課制度について質問させていただきました。まさに区の財政改革を進めていく上で人件費のあり方は大きなかぎを握っております。そこで今回もその人件費のあり方について疑問を呈したいと思えます。

退職する職員には名誉昇級という制度が運用されております。これはどういう昇級か。一般的に区の退職者は三月三十一日をもって退職いたしますが、何と退職する日、つまり三月三十一日に昇級をし、退職金を大幅に増額するという制度であります。ちなみに平成十四年度は百三十一人の退職者に対し約五千万円、一人当たり平均三十九万円、多い人では百六十五万円、たった一日の昇級で退職金が増額されていたのであります。これは、制度の運用規定を見ますと、功績顕著な者ということで一部の者が対象であると読み取れるわけですが、何と全退職者が一律二号級昇級しているのであります。

熊本区長は区民の常識に合わせた改革を行っていくとおっしゃっておりますが、この名誉昇級のように、だれが聞いても時代錯誤と思うようなことから手をつけるべきではないでしょうか。どうでしょうか。職員の特別昇級も今年度から二倍に拡充されましたが、納税者に理解を得るためには熊本区長が決断をし、組合にも人事委員会に対しても強い姿勢で臨むべきではないでしょうか。

そもそも人事制度自体が疲弊し、時代とずれを生じてきていると考えますが、人事考課制度そのものを大きく見直すべき時期に来ていると思えます。本来の昇級制度が持つ効果を確認し、実力や能力、成果や功績に対し、しっかりと在任中に運用してこそその昇級制度であります。頑張ろうと頑張らなくとも、つつがなく職場にいさえすれば全員が自動的に昇級できるという職場、役所である限り、意識改革もできない、公共サービスもよくなならない、役所も変わるわけはありません。

まず、熊本区長は素直にこの名誉昇級についてどのように思われるのか、お聞きしたいと思えます。これはまさに区長の改革の意思が本物であるならば、答えは明白なはずであります。区長のお考えを最後にお聞きいたしまして、この壇上からの質問を終わります。

◎熊本区長 名誉昇級の是非についてのお話でございます。

職員の名誉昇級制度につきましては、公務災害による退職者や奨励、定年退職者に対して、区政に対する功績に報いるため、勤続年数等に応じて退職時に一号または二号昇級させる制度でございます。この制度は、国を初め、地方自治体において戦後間もない時期に制度化されました。二十三区におきましても東京都からの制度を引き継ぎまして、特別区人事委員会の規則等で定められた基準によって運用されているところでございます。しかしながら、今日の民間企業等の厳しい状況や区財政の現状等を踏まえ、見直す時期に来ていると考えております。